

栃木県指定文化財の指定を解除することが適当とされた天然記念物

種 別	天然記念物
名 称	新町のケヤキ
所在の場所	宇都宮市新町 2 丁目 2-14
所 有 者	新町自治会

説 明

当該文化財は旧日光街道(現・不動前通り)脇で、かつては宇都宮城下の南側の入口にあたる場所にあるケヤキである。

昭和 63 年 12 月 27 日付で栃木県天然記念物に指定され、指定時の調書では、樹高 43m、目通周囲 7.9m、枝張東西 34m、南北 31m、推定樹齢 800 年とされた。

幹や枝に腐朽が目立ってきたため、平成 3 年には幹部の応急処置を、平成 9 年から平成 10 年にかけて本格的な樹勢回復業務を行った。平成 25 年 9 月 16 日の台風 18 号で東半分が倒壊し、西側も倒木の恐れがあったので、台刈りの手段で樹木そのものの延命を図り、上部を伐採した。

平成 26 年春の段階では、根元からひこばえの発生が見られたが、その後消失している。

その後、切り株からの胴ぶきやひこばえ等の萌芽は見られず、現状では切り株と根の崩壊が進んでおり切り株は内部からも崩壊が進行している。

史跡名勝天然記念物の解除については、栃木県文化財保護条例第 32 条において、「県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。」とされている。

このため、当該文化財については、ひこばえ等がなく切り株の崩壊が進み枯死していると判断される状況であることから、天然記念物としての価値を失ったものとして、指定を解除すべきものと思われる。



ひこばえ等の萌芽は見られない。



切り株と根の崩壊が進んでいる。



切り株は内部からも崩壊が進んでいる。